平成２３年（フ）第３４８号
千葉市花見川区幕張町１丁目7693番地３　パークサイド幕張101号
債務者　池内　達也
1　決定年月日時　平成23年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１７号
熊本県人吉市東間下町3335番地　米山団地３棟１階３号
債務者　野口　敬史
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで　熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第３３号
北海道苫小牧市新開町１丁目１番17号　ハイツまるいＮＯ139―205号
債務者　高住　英樹
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３９号
北海道勇払郡むかわ町穂別75番地15
債務者　遠藤　正範
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１５１３号
千葉市中央区院内２丁目５番27号　アンビション院内203号
債務者　加賀谷　誠
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２９号
千葉市若葉区千城台東２丁目14番50号
債務者　中村　洋司
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４９号
富山県射水市円池111番地
債務者　塚本　治美
1　決定年月日時　平成23年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８５号
長野県飯田市砂払町３丁目970番地１　リビングタウン砂払Ｃ201号
債務者　宮島　保久
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１０１号
長野県飯田市鼎下山977番地　熊谷マンション104号
債務者　中西露木こと　梅本　洋子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３４号
三重県桑名市大字下深谷部2482―６、住民票上の住所三重県桑名市大字下深谷部3637番地４
債務者　セルナ　タイカ　ジュアン　マルテイン
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３５号
三重県桑名市大字下深谷部2482―６、住民票上の住所三重県桑名市大字下深谷部3637番地４
債務者　井上エルバリリア
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
三重県四日市市堂ケ山町637番地
債務者　伊藤　典子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
三重県四日市市赤堀１丁目６番23号
債務者　志甫谷理志
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
三重県四日市市大治田２丁目３番15号
債務者　山田カズ子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第６３号
三重県四日市市坂部が丘４丁目１番地２
債務者　長谷川時得
1　決定年月日時　平成23年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島2308番地、前住所三重県度会郡大紀町大内山73番地
債務者　尾上　直人
1　決定年月日時　平成23年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで　津地方裁判所熊野支部